

新規上場申請のための半期報告書

(第16期中)

自2025年6月1日
至2025年11月30日

株式会社ギークリー

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	7
1 中間財務諸表	8
(1) 中間貸借対照表	8
(2) 中間損益計算書	9
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	10
注記事項	11
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13
[期中レビュー報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年1月22日
【中間会計期間】	第16期中（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）
【会社名】	株式会社ギークリー
【英訳名】	Geekly , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 貴広
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号
【電話番号】	03-6418-9113（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 浅野 大樹人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号
【電話番号】	03-6418-9113（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 浅野 大樹人

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期中間会計期間	第15期
会計期間	自 2025年6月1日 至 2025年11月30日	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日
売上高 (千円)	4,473,292	7,147,966
経常利益 (千円)	839,006	704,739
中間(当期)純利益 (千円)	597,262	493,657
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	12,805,000	9,000,000
純資産額 (千円)	3,067,615	2,535,325
総資産額 (千円)	4,625,140	3,892,135
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	53.25	44.18
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	13.50
自己資本比率 (%)	66.2	65.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	650,974	709,372
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△4,198	△519,076
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	△64,971	△111,937
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	2,407,535	1,825,731

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第15期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第15期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第16期中間会計期間における1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 当社は2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割するとともに、同日付で自己株式5,195,000株を消却しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。また、当該株式分割及び自己株式の消却により、発行済株式総数は3,805,000株増加し、12,805,000株となっております。なお、第15期における1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の1株当たり配当額を記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間について中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っていません。

（1）財政状態及び経営成績の概況

①財政状態の分析

（資産）

当中間会計期間末における資産は4,625,140千円となり、前事業年度末に比べ733,004千円増加しました。これは主に現金及び預金が581,804千円、売掛金が190,537千円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間会計期間末における負債は1,557,524千円となり、前事業年度末に比べ200,713千円増加しました。これは主に未払法人税等が275,419千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は3,067,615千円となり、前事業年度末に比べ532,290千円増加しました。これは主に自己株式が1,097,916千円、利益剰余金が535,356千円減少したことによるものであります。

②経営成績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や新政権の経済政策への期待を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策による景気の下振れリスクや日中関係の不安定化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内の雇用情勢については、厚生労働省が公表した2025年11月の有効求人倍率は1.18倍となりました。（「一般職業紹介状況（令和7年11月分）について」厚生労働省調べ）

このような市場環境の下、労働人口の縮小に伴う人手不足が継続する中であっても、企業の採用ニーズが底堅く推移しております。特に、コロナ禍以降に企業活動へ広く浸透したDX推進の定着に加え、近年のAI技術の急速な発展が重なり、IT人材や高度専門職に対する需要は一段と高まりを見せており、IT・Web・ゲーム業界に特化した人材紹介事業を展開する当社にとっては、事業推進に追い風となっております。

当社におきましては、販売促進活動を強化し求職者の獲得を着実に進めるとともに、これらの求職者と面談を行うCA（キャリアアドバイザー）の増員を進めることで体制を強化しており、面談数は増加しております。成約決定率につきましても一定水準を維持しており、その結果、成約数は順調に増加しております。また、賃上げトレンドを背景に想定年収が上昇しているほか、求人企業間の競争激化を背景に紹介手数料率の見直しが進んでおり、その結果、成約単価が上昇しております。

以上の結果、当中間会計期間における当社の業績は、売上高4,473,292千円、営業利益839,815千円、経常利益839,006千円、中間純利益597,262千円となりました。

なお、当社は人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ581,804千円増加し、2,407,535千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は650,974千円となりました。これは主に、資金の増加要因として、税引前中間純利益839,006千円の計上があった一方で、資金の減少要因として、売上債権の増加額179,390千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は4,198千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、有形固定資産の取得による支出2,697千円及び敷金・保証金の差入による支出1,500千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は64,971千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、配当金の支払額による支出75,606千円があったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	51,220,000
計	51,220,000

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議及び2025年8月15日開催の定時株主総会決議により、2025年9月1日付で株式分割を含む定款の変更を行い、発行可能株式総数は15,220,000株増加し、51,220,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） (2025年11月30日)	提出日現在 発行数（株） (2026年1月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,805,000	12,805,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	12,805,000	12,805,000	—	—

(注) 1. 2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割するとともに、同日付で自己株式5,195,000株を消却しております。これにより、発行済株式総数は3,805,000株増加し、12,805,000株となっております。

2. 2025年8月15日開催の定時株主総会決議により、2025年9月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2025年8月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	34,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 34,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	355 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2027年8月16日 至 2035年7月15日 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 355 資本組入額 177.5
新株予約権の行使の条件※	①新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。 ②新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下、「株式公開」という。)がなされるまでの期間及び株式公開の日後12ヵ月を経過する日までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

※新株予約権発行時(2025年8月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2025年12月31日)において、変更事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)の調整方法は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年8月31日 (注)	9,000,000	18,000,000	—	30,000	—	—
2025年8月31日 (注)	△5,195,000	12,805,000	—	30,000	—	—

(注) 2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の株式分割及び自己株式5,195,000株の消却を行っております。

(5)【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ブリッジインベストメント	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-C	6,300,000	56.10
奥山 貴広	東京都渋谷区	3,950,000	35.17
株式会社アーキスト	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-C	900,000	8.01
ギークリー従業員持株会	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	81,000	0.72
計	—	11,231,000	100.00

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,574,000	—	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,231,000	112,310	同上

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,805,000	—	—
総株主の議決権	—	112,310	—

②【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ギークリー	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	1,574,000	—	1,574,000	12.29
計	—	1,574,000	—	1,574,000	12.29

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成していません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5-6」の規定に準じて前年同期との対比は行っていません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,825,731	2,407,535
売掛金	576,745	767,282
その他	143,876	123,000
流動資産合計	2,546,352	3,297,819
固定資産		
有形固定資産	519,496	474,265
無形固定資産	59,415	37,898
投資その他の資産		
その他	775,103	823,387
貸倒引当金	△8,231	△8,231
投資その他の資産合計	766,871	815,156
固定資産合計	1,345,783	1,327,320
資産合計	3,892,135	4,625,140
負債の部		
流動負債		
買掛金	139,878	148,529
未払法人税等	18,535	293,954
賞与引当金	150,169	206,417
その他	948,647	808,497
流動負債合計	1,257,231	1,457,399
固定負債		
資産除去債務	99,579	100,125
固定負債合計	99,579	100,125
負債合計	1,356,810	1,557,524
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	30,268	—
利益剰余金	3,897,294	3,361,937
自己株式	△1,428,656	△330,740
株主資本合計	2,528,906	3,061,196
新株予約権	6,418	6,418
純資産合計	2,535,325	3,067,615
負債純資産合計	3,892,135	4,625,140

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
売上高	※1 4,473,292
売上原価	462,250
売上総利益	4,011,041
販売費及び一般管理費	※2 3,171,226
営業利益	839,815
営業外収益	
受取利息	1,468
助成金収入	1,600
営業外収益合計	3,068
営業外費用	
長期前払費用償却	833
株式交付費	3,000
その他	44
営業外費用合計	3,877
経常利益	839,006
税引前中間純利益	839,006
法人税、住民税及び事業税	294,179
法人税等調整額	△52,435
法人税等合計	241,744
中間純利益	597,262

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	839,006
減価償却費	69,514
敷金償却額	3,437
賞与引当金の増減額 (△は減少)	56,248
受取利息及び受取配当金	△1,468
売上債権の増減額 (△は増加)	△179,390
前払費用の増減額 (△は増加)	14,988
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,158
未払金の増減額 (△は減少)	△239,992
未払消費税等の増減額 (△は減少)	86,962
その他	8,802
小計	668,266
利息及び配当金の受取額	1,468
法人税等の支払額	△18,760
営業活動によるキャッシュ・フロー	650,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,697
敷金・保証金の差入による支出	△1,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,198
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の処分による収入	10,635
配当金の支払額	△75,606
財務活動によるキャッシュ・フロー	△64,971
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	581,804
現金及び現金同等物の期首残高	1,825,731
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,407,535

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約又は貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,800,000千円	1,800,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	1,800,000	1,800,000

(中間損益計算書関係)

※1 売上高の季節的変動

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

当社の売上高は、4月入社を前提とした求職者が多いことや、年度替わり・賞与支給後のタイミング等に転職ニーズが高まりやすい日本の採用慣行の影響を受け、第4四半期、特に4月に集中する傾向にあり、業績に季節的変動があります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
給与手当	909,531千円
販売促進費	1,100,977
賞与引当金繰入額	56,248

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	2,407,535千円
現金及び現金同等物	2,407,535

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年8月15日 定時株主総会	普通株式	75,606千円	13.5	2025年5月31日	2025年8月18日	利益剰余金

(注) 当社は、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額については、当該株式分割前の1株当たり配当額を記載しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(自己株式の処分)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会において、当社従業員持株会を引受先とした第三者割当による自己株式の処分を決議し、2025年8月15日開催の定時株主総会決議を経て、2025年8月28日付で自己株式

15,000株を処分いたしました。これにより、資本剰余金が4,331千円増加し、自己株式が6,303千円減少しております。

(自己株式の消却)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月31日付で自己株式5,195,000株の消却を実施いたしました。これにより、資本剰余金及び自己株式が1,091,612千円それぞれ減少しております。なお、自己株式の消却によりその他資本剰余金の残高が負の値となったため、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金から減額しております。

これらの結果などにより、当中間会計期間末において、資本剰余金は一千元、利益剰余金は3,361,937千円、自己株式は330,740千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

当社は、人材紹介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、人材紹介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は人材紹介事業による手数料のみであることから、収益の分解情報については記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり中間純利益	53円25銭
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	597,262
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	597,262
普通株式の期中平均株式数 (株)	11,216,574
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2025年8月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権新株予約権の数 34,000個 (普通株式 34,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月16日

株式会社ギーフリー

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木 直幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水池 誠

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ギーフリーの2025年6月1日から2026年5月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギーフリーの2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上